名称　長島大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　広島県大西港（長島大橋東側面左側端）
北緯　三四―一五―一五
東経　一三二―五二―四〇
変更した事項　弧　一三二度から三一二度まで平均水面上から灯火まで二六メートル
明さ
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

名称　長島大橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L一灯）の北西方約一〇〇メートル
北緯　三四―一五―一七
東経　一三二―五二―三七
変更した事項　弧　一三二度から三一二度まで平均水面上から灯火まで二六メートル
明さ
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

名称　長島大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　広島県大西港（長島大橋西側面左側端）
北緯　三四―一五―一四
東経　一三二―五二―四〇
変更した事項　弧　三一二度から一三二度まで平均水面上から灯火まで二六メートル
明さ
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

名称　長島大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L二灯）の北西方約一〇〇メートル
北緯　三四―一五―一七
東経　一三二―五二―三七
変更した事項　弧　三一二度から一三二度まで平均水面上から灯火まで二六メートル
明さ
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

名称　長島大橋橋梁灯（P一灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L一灯）の南東方約五〇メートル
北緯　三四―一五―一四
東経　一三二―五二―四一
変更した事項　光度　三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

名称　長島大橋橋梁灯（P二灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L二灯）の南東方約五〇メートル
北緯　三四―一五―一三
東経　一三二―五二―四一
変更した事項　光度　三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十二月十五日

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　静浦港沖ノ島灯台（静岡県沼津市）の南南東方約五五〇メートル
位置
所在地　静浦港口野灯標
北緯　三五―〇二―三七
東経　一三八―五三―五一
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十六日

名称　五ケ所浦灯台
位置
所在地　三重県五ケ所港（五ケ所浦）
北緯　三四―二〇―四八
東経　一三六―四一―五四
変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十六日

名称　長島大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L一灯）の北西方約一五〇メートル
北緯　三四―一五―一八
東経　一三二―五二―三六
変更した事項　光度　三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十二月十六日

名称　長島大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　長島大橋橋梁灯（L二灯）の北西方約一五〇メートル
北緯　三四―一五―一八
東経　一三二―五二―三六
変更した事項　光度　三〇カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十二月十六日

○海上保安庁告示第四十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　アイカップ埼沖灯浮標
位置
所在地　厚岸港南防波堤灯台（北海道厚岸郡厚岸町）の南方約三・五キロメートル
北緯　四三―〇〇―三三
東経　一四四―四九―三四
変更した事項　記事　削除
変更年月日　平成二十二年十二月十七日

名称　厚岸港バラサン埼北西方灯浮標
位置
所在地　北海道厚岸港（厚岸港南防波堤灯台の北西方約二六〇メートル）
北緯　四三―〇二―三三
東経　一四四―四九―四一
変更した事項　記事　削除
変更年月日　平成二十二年十二月十七日

名称　厚岸港灯浮標
位置
所在地　北海道厚岸港（厚岸港南防波堤灯台の北東方約一・一キロメートル）
北緯　四三―〇二―五五
東経　一四四―五〇―二〇
変更した事項　記事　削除
変更年月日　平成二十二年十二月十七日

名称　明石港中外港南防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県明石港（中外港南防波堤外端）
北緯　三四―三八―二九
東経　一三四―五九―一九
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十二月十七日

○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号